

『電子帳簿保存法』

★ News 「電子取引」のデータ保存が義務化！ 今年1月1日～



『電子帳簿保存法』は、経済社会のデジタル化に対応し、電子計算機(パソコン等)で作成する所得税法・法人税法その他の国税に係る帳簿・書類の保存方法について特例を定めた法律で、①電子帳簿等の保存 ②スキャナ保存 ③電子取引データの保存の3つの区分があります。

平成10年(1998年)に施行されて以来幾度も改正されましたが、令和3年度税制改正(令和4年1月1日施行)では、税務署長の事前承認制度の廃止、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置など抜本的な見直しが行われ、令和4年1月1日以後の国税に係る帳簿・書類に適用されます。

このうち「電子取引」のデータ保存の義務化は、システム整備などの対応が間に合わないとの要望を受け、施行から2年間の宥恕措置(猶予期間)が与えられていましたが、期限をもって措置は廃止され、令和6年1月1日からは、電子データを消さずに保存することが義務づけられました。

■ 『電子帳簿保存法』の3つの区分と概要

①電子帳簿等の保存 —— 税法上保存が必要な次の帳簿・書類を、パソコン等で作成した場合、プリントアウトせずにデータのまま保存することができる。

- ・ 会計ソフトで作成した帳簿(総勘定元帳・売上帳等、正規の簿記の原則によるもの)
- ・ 会計ソフトで作成した決算書類(貸借対照表・損益計算書等)
- ・ パソコンで作成し、相手に紙で渡した書類(見積書・請求書等のデータ)

②スキャナ保存 —— 取引先から紙で受け取った書類等を画像データで保存することができる。

③電子取引 —— 領収書・請求書等(税法で紙での保存が義務付けられている書類)をデータでやり取りした場合には、その電子データを消さずに保存しなければならない。

(例) ネット通販の注文・請求・領収等の記載のあるメール等は、データで保存しなければならない。

※電子取引データの保存方法(要件)

- ・ 改ざん防止のための措置…タイムスタンプの付与、訂正・削除の事実が確認でき履歴が残るシステムの整備、改ざん防止のための事務処理規程の策定等
 - ・ 検索機能の確保…「日付・金額・取引先」で検索できること
 - ・ ディスプレイやプリンタ、操作説明書等の備え付け
- 税務調査等の際、ダウンロードの求め・速やかな出力に応じることができること

★ News 相続登記<不動産(土地・建物)>の義務化 今年4月スタート

大震災の復興計画の中で所有者不明の土地が多くみつかるなど、「所有者不明土地問題」が大きな社会問題となりました。これまで不動産を相続で取得した際の登記は義務ではなく、第三者に対抗するための資産の権利を守るものでしたが、近年は所有者死亡後に相続登記されず放置されるものもあり、これを防ぐため民法・物権編の大改正が行われ、不動産の相続登記を義務化する「相続登記制度」が、令和6年4月1日からスタートします。

相続人は、相続を知ってから3年以内に登記申請をする義務があり、罰則もあります。これまでに登記をせずにあるものも、制度スタートの日から3年以内に登記申請する必要があります。

★ Memo 確定申告の振替納税・振替日

所得税 令和6年4月23日(火)

消費税 令和6年4月30日(火)

※ 銀行口座の残高に、ご注意ください。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

